

議案第 8 号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北上地区消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務</u>をしている職員とする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>
<p>2 規則で定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 規則で定める職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
	<p>(第2号部分休業の承認)</p> <p><u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p>

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(部分休業の請求の申出に係る1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(第2号部分休業の上限時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、77時間30分とする。

(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が第1号部分休業又は第2号部分休業の承認を受

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

給与条例第15条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

けて勤務しない場合には、給与条例第15条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定に基づく変更をしたときとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用について、同条中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

令和7年8月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され部分休業制度が拡充されたことにより、1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認要件を緩和するほか、新設された1年につき上限時間を超えない範囲内で

請求する部分休業の承認や上限時間を定めるなど所要の改正をしようとするものである。